

第 24 回北海道本人確認情報保護審議会 議事録

日時：令和 5 年(2023 年)12 月 22 日 (金) 13 時 30 分～14 時 25 分

場所：北海道立道民活動センター（かでの 2. 7） 9 階 920 会議室

1 出席者

【審議会委員】

| | | | |
|-----|-------------------|------|--------|
| 会長 | 北海道大学大学院法学研究科 | 教授 | 齊藤 正彰 |
| 副会長 | すがの総合法律事務所 | 弁護士 | 菅野 亮 |
| 委員 | 北海道市町村職員共済組合保険課 | 課長 | 栗野 理恵子 |
| 委員 | 北海道社会福祉協議会権利擁護推進部 | 部長 | 亀川 義信 |
| 委員 | 北海道町村会法務支援室 | 室長 | 岸本 明大 |
| 委員 | 北海道自治体情報システム協議会 | 事務局長 | 小山 裕 |

(敬称略)

【事務局・北海道関係部局】

| | | |
|-----------------------|------|--------|
| 総合政策部地域行政局市町村課 | 課長 | 津久井 直子 |
| 総合政策部地域行政局市町村課 | 課長補佐 | 元地 由香里 |
| 総合政策部地域行政局市町村課行政係 | 主査 | 佐藤 正佳 |
| 総合政策部地域行政局市町村課行政係 | 主任 | 佐々木 祐介 |
| 総合政策部地域行政局市町村課行政係 | 主事 | 川村 彩斗 |
| 総合政策部次世代社会戦略局 D X 推進課 | 主査 | 岡本 健佑 |

2 議題

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 報告事項

- ・住民基本台帳ネットワークシステムの現状について
- ・住民基本台帳ネットワークシステムの運用に係るセキュリティ対策について
- ・住民基本台帳法施行条例の改正について

3 発言内容

| 事 項 | 発 言 者 | 発 言 |
|------|----------------|---|
| 開会 | 事務局 (元地補佐) | 本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。 ただいまから、第 24 回北海道本人確認情報保護審議会を開催いたします。 私は事務局の北海道総合政策部地域行政局市町村課の元地と申します。本日はよろしくお願いいたします。 はじめに、市町村課長の津久井から御挨拶申し上げます。 |
| 課長挨拶 | 事務局 (津久井課長) | 市町村課長の津久井と申します。 委員の皆様には、日頃から道政の推進に御理解と御協力を賜りまして感謝申し上げますとともに、また、本日はお忙しい中、本審議会 |

| | | |
|------|---------------|--|
| | | <p>に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>この審議会は、平成14年の8月に住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットの稼働にあわせまして本人確認情報の保護に関する事項について審議いただくことを目的に設置されたものでございまして、今回で24回目の開催となります。</p> <p>住基ネットは稼働以来、安定した運用を続けておりまして、昨年の8月から本年7月までの1年間で全国で約14億件の本人確認情報が国の行政機関などへ提供されるなど、我が国の行政にとってなくてはならない重要な情報基盤となっているものと認識しているところでございます。</p> <p>住基ネットのセキュリティ対策につきましては、住基ネットの全国センターにおきまして、常時、厳重に監視を行っておりますが、道におきましても、入力誤りなどのヒューマンエラーを防ぐため、道や道内市町村で住基ネットに携わる職員を対象とする研修や職員による自己点検を実施するなどして、職員一人一人が本人確認情報の保護に万全を期して業務を行うよう、様々な対策を講じているところでございます。</p> <p>本日は、委員の改選後、初めての審議会の開催となりますので、本審議会の概要、住基ネットの現状やセキュリティ対策のほか、今後の条例改正の予定などについても御説明する予定としております。</p> <p>委員の皆様からは忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 委員挨拶 | 事務局 (元地補佐) | <p>それでは、議事に先立ちまして、本日は第11期の委員の皆様では初めての審議会でございますので、大変恐縮ですが、委員の皆様から一言ずつ御挨拶を兼ねて自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>はじめに、齊藤正彰委員、お願いいたします。</p> |
| | 齊藤委員 | <p>北海道大学の齊藤でございます。</p> <p>憲法を専攻しております。</p> <p>委員の皆様、2期目、3期目をお務めになる方が多くいらっしゃるのところ、私本日が初めてでございまして、道の仕事をさせていただくのも今回が初めてで、諸々不調法でございまして、御迷惑をおかけする場面も多々あるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 事務局 (元地補佐) | 菅野亮委員、お願いいたします。 |
| 菅野委員 | 私、菅野亮と申します。よろしくお願いいたします。 大通の方で弁護士業を営んでおります。 本委員につきましては、再任いただきました。 今後とも皆様と協力して進めて行きたいと思っておりますので、よろしく お願いいたします。 |
| 事務局 (元地補佐) | 小山裕委員、お願いいたします。 |
| 小山委員 | 北海道自治体情報システム協議会の小山でございます。 私どもの協議会は、道内の会員市町村の行政情報システムの共同 運営などを行っておりまして、住基ネットの関係では CS サーバを 28 市町村で共同運営を行っております。 よろしくお願いいたします。 |
| 事務局 (元地補佐) | 栗野理恵子委員、お願いいたします。 |
| 栗野委員 | 北海道市町村職員共済組合の栗野と申します。 当組合では住基ネットを年金課で利用させていただいております。 微力ではございますが、何かあれば御意見したいと思っておりますので、よろしく お願いいたします。 |
| 事務局 (元地補佐) | 岸本明大委員、お願いいたします。 |
| 岸本委員 | 北海道町村会の岸本と申します。 私どもの団体は、道内の 144 町村の連絡調整事務を行っております。 よろしくお願ひします。 |
| 事務局 (元地補佐) | 亀川義信委員、お願いいたします。 |
| 亀川委員 | 北海道社会福祉協議会の亀川と申します。 このビルの 3 階に事務所がございまして、私は権利擁護推進部と いう部署で主に認知症や障がいで判断能力が低下し、日常生活の金 銭管理などのお手伝いが必要な方向けの支援等々を行っております。 私も 1 期目でございますので、色々と皆様の御指導をいただきな がら努めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 |

| | | |
|-------|---------------|--|
| | 事務局 (元地補佐) | ありがとうございました。 なお、本日、朝倉委員につきましては、所用のため欠席されております。 |
| 定足数確認 | 事務局 (元地補佐) | それでは、会議の成立について御報告させていただきます。 本日は委員7名のうち6名に御出席いただいておりますので、過半数に達しておりますので、住民基本台帳法施行条例第10条第2項の規定により、本日の審議会が成立することを報告いたします。 |
| 議題(1) | 事務局 (元地補佐) | それでは議題に移ります。 恐縮ですが、会長選出までの間は、事務局にて進行させていただきます。 議題(1) 会長及び副会長の選出でございます。 住民基本台帳法施行条例第9条第1項及び第2項の規定によりまして、本審議会では、委員の互選により会長と副会長を置くこととなっております。 選出についての御提案はございますでしょうか。 御提案がなければ、事務局案を提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 |
| | 各委員 | (意見なし) |
| | 事務局 (元地補佐) | よろしいでしょうか。 御提案がないようですので、大変僥越ではございますが、事務局案を提案させていただきたいと思います。 事務局といたしましては、会長に齊藤正彰委員、副会長に菅野亮委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。 |
| | 各委員 | (異議なし) |
| | 事務局 (元地補佐) | ありがとうございます。 御異議がないようですので、会長には、齊藤正彰委員、副会長には、菅野亮委員を選出することといたします。 |
| 進行引継 | 事務局 (元地補佐) | それでは、齊藤会長につきましては会長席に移動していただき、これからの議題の進行につきましては、住民基本台帳法施行条例第9条第3項によりまして、齊藤会長をお願いいたします。 よろしく願いいたします。 |
| 会長挨拶 | 齊藤会長 | 改めまして、齊藤でございます。 経験豊かな委員の皆様方から御指導、御協力を賜りながら足を引っ張ることがないように努めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 |

| | | |
|-------|----------------|---|
| 議題（２） | 齊藤会長 | <p>それでは、引き続きまして、議題の（２）でございます。</p> <p>報告事項の１つ目、「住民基本台帳ネットワークシステムの現状について」事務局から御報告をお願いいたします。</p> |
| | 事務局 (佐々木主任) | <p>市町村課行政系の佐々木と申します。</p> <p>私の方からはじめに住民基本台帳ネットワークシステムの現状について御説明させていただきますが、その前に簡単に北海道本人確認情報保護審議会の概要について説明させていただきます。</p> <p>早速ですが、資料１をまず御覧ください。</p> <p>なお、説明中に出てくる法律や条例につきましては、２ページ目以降にまとめておりますので、参考とさせていただきます。</p> <p>本人確認情報保護審議会は、住民基本台帳法、いわゆる住基法の第 30 条の 40 第 1 項の規定に基づき、「本人確認情報」の保護に関する事項を調査審議すること等を目的に、各都道府県に設置されております。</p> <p>本人確認情報とは、住民票に記載されている事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード、住所の変更年月日などの付随情報の 7 項目のことを指しております。</p> <p>これらの情報が住基ネットに保存され、国や都道府県、市町村などが本人確認を行う際に利用しております。</p> <p>また、審議会の組織及び運営に関する事項につきましては、各都道府県の条例で定めることとなっており、本審議会については、住民基本台帳法施行条例の第 7 条から第 12 条に規定されております。</p> <p>委員数につきましては 7 名以内、任期については任命の日から 2 年としております。</p> <p>なお、審議会の開催については、審議事項があった都度実施いたしますが、近年は年 1 回程度の開催となっております。</p> <p>審議会で調査審議される事項は住基法に規定されており、大きく分けて 2 つの事項がございます。</p> <p>1 つは「①住基法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する」ことです。</p> <p>これは「住民票コードの利用制限」に違反した者に対して、知事が中止命令を発する場合に、意見を述べることを指します。</p> <p>そして、「住民票コードの利用制限」とは、1 つ目に、市町村や都道府県、国といった機関以外の者が、売買、貸借、雇用その他の契約にあたって住民票コードを求めてはいけないこと。</p> <p>2 つ目に、同じく市町村や都道府県、国といった機関以外の者が、業として、住民票コードの記録されたデータベースを構成してはな</p> |

| | | |
|--|-----------------------|---|
| | | <p>らないとされていることです。これらは、個人情報保護の観点から制限されているものです。</p> <p>道内においては、この「住民票コードの利用制限」に関する中止勧告や命令等が行われた事案は、これまでに一度も発生しておりませんので、この事項に関して調査審議が行われた実績はございません。</p> <p>2つ目の調査審議事項は「②知事の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議する」ことです。実際に委員の皆様にご審議いただく事項は、主にこちらとなります。</p> <p>道では、冒頭で説明した、氏名や生年月日などの本人確認情報が利用できる事務を、住民基本台帳法施行条例において定めております。</p> <p>その利用できる事務の追加などのために条例や規則を改正する場合、改正内容について委員の皆様にご審議いただいております。</p> <p>資料には、参考までに過去の審議事項を掲載しております。</p> <p>審議会は、これまで説明いたしました①と②の事項に関して知事に建議することができます。</p> <p>なお、引用法令の改正により生じた条項ずれや、法令の名称変更を反映するためなどの改正につきましては、本人確認情報の利用範囲が拡大するといったことはありませんので、委員の皆様にご審議いただく「審議事項」の対象とはなりません。報告事項として、その都度、委員の皆様へ、情報提供を行って参りたいと考えております。</p> <p>北海道本人確認情報保護審議会の概要については以上となります。</p> <p>引き続き、住基ネットの現状について説明いたしますが、ここで説明者の方を交代させていただきます。</p> |
| | <p>事務局 (川村主事)</p> | <p>市町村課行政系の川村と申します。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、住民基本台帳ネットワークシステムの概要について説明します。</p> <p>資料2を御覧ください。</p> <p>まずはじめに「1 住基ネットの概要」について説明いたします。</p> <p>住基ネットとは、住民の利便の増進と、国や地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公に証明する「住民基本台帳」をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたものです。</p> <p>住基ネットのシステム構成については、図のように、「全国ネッ</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>トワーク]、「都道府県ネットワーク」という専用の回線網で、全国、都道府県、市町村の各サーバを結ぶ構成となっています。</p> <p>住基ネットの導入による効果としては、住民側の目線で例を挙げますと、住基ネット導入前は、パスポートの申請時に、申請書とあわせて住民票の写しを提出していたものが、自治体が住基ネットを利用し、本人確認情報を確認できるようになったことで、住民票の写しを入手する手続きや交付手数料の負担がなくなるなど、利便性の向上や負担の軽減につながっています。</p> <p>また、行政側の目線では、道における地方税の賦課や徴収関係事務において、納税義務者などの所在が不明な場合、その都度、道が市町村に対し住民票の写しを請求していましたが、住基ネットを利用し、本人確認情報を確認できるようになったことで、この事務を省略できるようになり、事務の効率化につながっています。</p> <p>次に「市町村・都道府県・国（J-LIS）の役割」についてです。</p> <p>この表に、市町村・都道府県・国の役割をまとめております。</p> <p>道における役割としては、市町村に設置されたCSと、都道府県サーバとを繋ぐ、都道府県ネットワーク網の構築・運営や、本審議会を設置が主なものとなっております。</p> <p>次に、住基ネットの「セキュリティの状況」について説明します。</p> <p>従来は、各都道府県がそれぞれ都道府県サーバを設置しておりましたが、住基ネット稼働時の平成14年と比べ、技術革新が進み、各都道府県内にサーバを設置する制約がなくなったことから、システムの安全性を確保しつつ、効率的な運用を図るため、平成26年1月に、それまで各都道府県がそれぞれに設置していた都道府県サーバを、集約センターと呼ばれる国内1か所に集約して、管理・運用することとしました。</p> <p>集約センターの保守や管理は地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと呼ばれる法人が担当しており、厳重な警備のもとで監視されているほか、ネットワークについても、J-LISが24時間体制で不正なアクセスの監視を行っています。</p> <p>続いて、「住基ネット本人確認情報の利用状況」について説明します。</p> <p>2ページ目を御覧ください。</p> <p>本人確認情報の利用には、大きく分けて2種類の利用があります。</p> <p>1つは、法令利用です。</p> <p>国や都道府県、市町村等が、住基法に規定された事務について、J-LISサーバで保存されている本人確認情報を利用することができ</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>ます。</p> <p>もう1つは、条例利用です。</p> <p>都道府県や市町村等が、住基法の規定に基づき各都道府県が定めた条例に規定された事務について、都道府県サーバで保存されている本人確認情報を利用できます。</p> <p>法令利用については、ページの中段にあります表のとおり、住基法の別表第1から別表第6において、保存機関や利用機関ごとに利用できる事務が定められています。</p> <p>そのうち、道での利用に係るものは、別表第5及び別表第6に定められている事務となっています。</p> <p>条例利用については、住民基本台帳法施行条例の別表第1から別表第3において、利用できる事務を定めています。</p> <p>道では、平成14年に住民基本台帳法施行条例を制定し、平成23年に条例利用事務を定める改正を行いました。</p> <p>条例利用の開始にあたっては、道庁関係部局に、住基ネットによる本人確認の利用希望の有無について調査を実施し、利用件数の見込みや、セキュリティ確保のための管理体制を含む事務処理負担などを勘案しながら利用事務を選定しております。</p> <p>別表第1が道内市町村、別表第2が知事部局、別表第3が教育委員会などの知事以外の執行機関において利用できる事務を定めています。</p> <p>具体的な事務とその利用件数の実績については、次のページ以降で表にして掲載しております。</p> <p>3ページ目をご覧ください。</p> <p>まず、住基法（別表第5、別表第6）に基づく道での利用についてですが、令和4年度の道における利用実績は約26万件で、そのうち半数の約12万7千件が、別表第5の下から12番目にあります「身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務」です。</p> <p>なお、身体障害者手帳の交付に関する事務は前年と比較しますと、利用件数が約12万件増えています。</p> <p>事務担当課に確認したところ、住基法別表に療育手帳に関する事務が追加され、令和4年度から療育手帳と個人番号の紐付けが開始されましたが、その紐付け作業を行う際に身体障害者手帳の交付に関する事務を利用目的とするIDにより、紐付け作業を行ったため、利用件数が増加したとのことでした。</p> <p>また、別表第5の9段目にあります「旅券法による一般旅券の発給等に関する事務」の利用件数が前年より約2万件増えています</p> |
|--|--|---|

| | | |
|---------------|--|---|
| | | <p>が、これは新型コロナウイルスの感染者数の減少等の影響を受け、パスポートの交付申請件数が増加したためだと考えられます。</p> <p>次に、4ページ目をご覧ください。</p> <p>住民基本台帳法施行条例に基づく利用についてですが、表を2つに分けております。</p> <p>まず、「ア 住民基本台帳法施行条例（別表1）に基づく市町村への提供」の表についてですが、これは条例に基づき道から市町村へ提供された本人確認情報の利用件数をまとめた表となっております。</p> <p>令和4年度の利用実績は、約1,500件で、そのほとんどが「地方税法等による市町村税の賦課徴収に関する事務」のため利用されております。</p> <p>令和4年度の利用実績については、前年と比較して、大きく増減のあった利用事務はございませんでした。</p> <p>次に、「イ 住民基本台帳法施行条例（別表2・3）に基づく道での利用」の表についてですが、これは条例に基づき道で利用された件数をまとめています。</p> <p>令和4年度の利用実績は、約78,000件で、そのほとんどが「地方税法等による道税の賦課徴収に関する事務」のため利用されております。</p> <p>前年との比較で申しますと、特に「北海道心身障害者扶養共済制度条例に関する事務」、「屋外広告業の登録又は屋外広告物管理者の届出に関する事務」の利用件数が前年より減っていますが、年度により申請数等にばらつきがあるためです。</p> <p>住基ネットの概要についての説明は以上です。</p> <p>以上をもちまして、報告事項の1つ目、「住民基本台帳ネットワークシステムの現状について」の説明を終了いたします。</p> |
| 齊藤会長 | | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明に関して御質問ございますか。</p> |
| 各委員 | | <p>(質疑なし)</p> |
| 齊藤会長 | | <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、報告事項の2つ目に参りたいと思います。</p> <p>2つ目、「住民基本台帳ネットワークシステムの運営に係るセキュリティ対策について」事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 (佐藤主査) | | <p>市町村課行政系の佐藤と申します。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>私から、住基ネットの運用に係るセキュリティ対策の取組状況について説明いたします。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>資料3を御覧ください。</p> <p>まず1ページの「1概要」についてですが、住基ネットのセキュリティ対策の取組を大きく2つ、整理しております。</p> <p>1つ目といたしましては、各自治体は、住基ネットが安全に運用されるよう関係法令やJ-LISが制定したセキュリティ指針に基づきまして、規程や手順書を整備しております。</p> <p>2つ目といたしまして、セキュリティ責任者を置くなどの責任体制の整備や研修の実施、自己点検や外部事業者による監査を通じたセキュリティ面の取組評価、これらの取組によりまして不正利用を防止する安全措置を講じております。</p> <p>次に1ページ中段の「2北海道の取組」ですが、主なものといたしまして、大きく4つの項目で取組を行っております。</p> <p>1つ目といたしまして、複数の規程を整理統合し、道の情報セキュリティ対策の管理体制や実施手順を定めた「実施規程」を整備いたしました。</p> <p>2つ目といたしましては、毎年度研修計画を策定した上で研修を実施しております。</p> <p>3つ目といたしましては、庁内向けの点検・監査手順書による定期や随時の点検監査の実施を行っております。</p> <p>4つ目といたしまして、市町村が行う自己点検や市町村が受ける監査の結果に対する助言を実施しています。</p> <p>下段の表には、道職員や市町村職員への研修・点検・監査について取組の概要を一覧に整理していますので、参照いただければと思います。</p> <p>続いて2ページを御覧ください。</p> <p>(1) 研修計画に基づく研修の実施ですが、先ほど「道の取組の主なもの」の2つ目として説明いたしました研修計画に基づく研修の詳細となります。</p> <p>道では、職員の意識向上により不正行為やいわゆるヒューマンエラーの防止を図るため、実施規程に基づき、平成29年度から毎年度「研修計画」を策定し、住基ネットに関わる全職員に対し研修を行っております。</p> <p>実施対象者は一覧表に整理しましたが、管理者向け、関係者向け、操作者向けの研修区分とし、それぞれの役割や事務内容に応じた研修内容としております。</p> <p>実施状況につきましては、第1部研修として書面研修を実施、第2部研修として講習会の開催を行っております。</p> <p>まず、①第1部研修ですが、研修区分に応じ住基ネットの概要等</p> |
|--|--|---|

を整理した資料を振興局等へ配布し、各所属において書面の回覧や対面方式による勉強会といった方法での研修を実施することとしております。

次に、第2部研修ですが、例年、札幌市内において全道から住基や個人番号、個人情報保護及び情報化推進を担当する道の各振興局等職員、市町村職員に集合してもらい個人情報セキュリティ講習会を実施し、情報セキュリティ対策の専門家等から最近の情報等を講演していただいております。

今年度の実施内容は、第2部研修の最後の表にまとめましたが、新型コロナウイルス感染症も5類に移行されたことなども勘案し、令和元年以来の札幌に集合しての講習会の実施としました。

住基システムの外部監査などを行っているPwCあらた有限責任監査法人の職員に講師を依頼し、情報セキュリティ事故の傾向や監査における指摘事項など、道や市町村でも身近な話題について講演いただきました。

出席状況は、市町村は179のうち130団体ほどが出席し、各振興局、本庁内利用課、パスポートセンター、道税事務所や道警など道関係者が60名ほど出席しました。

続いて、2ページ下段(2)点検・監査の実施ですが、まず、道においては、①の点検にありますように自己点検簿を用いて、日次、月次及び年次のサイクルで自己点検を行っており、今年度の実施状況は、12月現在で適切に点検が行われていることを確認しております。

次に、②の監査にありますように、住基ネットの端末設置課や利用課に対して、端末の設置状況、事務書類の保管状況などをポイントとして、私ども市町村課行政系の職員が現地に赴いて確認することとしています。

なお、監査については、端末を設置している14振興局など、17機関を対象に3年間で全機関を一巡する計画を立てていますが、新型コロナウイルス感染症のため令和2年度から令和3年度に計画通りに監査を実施できなかったことがありましたので、令和2年度から令和5年度の4年間で全機関の監査を実施する計画として、監査を行っております。

今年度の実施状況は、石狩から根室の6振興局と札幌道税事務所の監査を9月中に実施し、いずれも大きな問題点は発見されずに終了いたしました。

点検及び監査手順につきましては、参考資料で配付しています「住民基本台帳ネットワークシステム点検・監査手順書」のとおり

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>となりますので、後ほど御覧いただければと思います。</p> <p>続きまして、3ページを御覧ください。「国や地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の取組」ですが、大きく2つございまして、説明会の開催と監査の実施を行っています。</p> <p>まず(1)のJ-LISによる説明会の開催ですが、総務省とJ-LISが道と市町村の住基担当職員向けに実施する住基関係事務の担当者説明会であり、今年度の実施状況については、コロナ禍前と同様に、先ほど道実施分の研修として説明した「第2部研修／個人情報セキュリティ講習会」と同日・同会場で、集合形式の説明会を実施しました。</p> <p>続いて(2)の住基JPKI監査ですが、最近の推移は表に整理しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル化の推進といった社会情勢の変化を踏まえ、令和3年度以降はリモート対応を前提とした新たな取組が導入され、今年度も引き続き、ほぼ同様の対応となっております。</p> <p>3ページ目の中段以降に令和5年度の住基JPKI監査関連業務の概要を整理しております。</p> <p>1つ目の全団体実機調査は、全市町村を対象にJ-LISが配布するプログラムの実行により、CSや統合端末のセキュリティ設定に問題はないかを調査するもので9月下旬までに市町村での作業を終え、10月上旬にJ-LISへデータを提出済みです。</p> <p>2つ目のリモート監査は、監査用のWEBサイトとWEB会議のアプリを用いて、2日間でオンライン監査を実施するものです。</p> <p>今年度は道内から2団体を選定し、福島町と美幌町で実施しております。</p> <p>4ページになりますが、3つ目のリモートヒアリングは、電話により住基関連のセキュリティ対策などを確認するもので、リモート監査の簡易的なものという位置づけとなります。</p> <p>道内では59団体を選定し、10月以降、順次ヒアリングされており、2月までに終了する予定です。</p> <p>4つ目のオンラインセミナーですが、年明けに実施される予定となっており、現在、J-LISからの詳細通知等を待っている状況です。</p> <p>5つ目の都道府県フォローアップ支援ですが、1つ目の全団体実機調査、3つ目のリモートヒアリングで監査人から得られた結果や助言内容を利用し、道内市町村へのフォローアップをしていく取組となっており、こうした仕組みも利用し、市町村への働きかけを進めていきたいと考えております。</p> <p>最後に4ページ後半の「4市町村における取組」ですが、市町村</p> |
|--|--|--|

| | |
|----------------|---|
| | <p>では国のチェックリストによる自己点検を行っております。</p> <p>自己点検につきましては、「概要」に記載のとおり、総務省から毎年「住民基本台帳ネットワーク及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」という、セキュリティ維持の取組に関するチェックリストが配布されます。</p> <p>チェックリストに基づき各市町村において自己点検を実施し、その結果を都道府県を通じて国へ報告することが求められています。</p> <p>今年度も道内全市町村で実施済みですが、道で結果をとりまとめて国へ提出し、国からのヒアリング対応などを行っております。</p> <p>市町村自己点検の実施結果や国のヒアリング結果を踏まえ、道から必要な助言を行っております。</p> <p>セキュリティ関係の現状に関する説明は以上です。</p> |
| 齊藤会長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明に関して御質問ございますか。</p> |
| 各委員 | (質疑なし) |
| 齊藤会長 | <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、報告事項の3つ目、「住民基本台帳法施行条例の改正予定について」事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 (佐々木主任) | <p>続きまして、資料4を御覧ください。</p> <p>資料4では、住民基本台帳法施行条例の改正の予定につきまして、その概要を簡単に説明させていただきます。</p> <p>まず、資料の1つ目の項目「改正予定の趣旨」でございますが、住基法の改正に鑑み、現在の条例には、附票本人確認情報に関する規定が定められていないことから、新たに附票本人確認情報に関する規定を定めるとともに、令和6年度から新たに森林環境税が創設されることに伴い、市町村における本人確認情報の利用事務に森林環境税の賦課徴収に関する事務等を加えることを予定しております。</p> <p>続きまして、2つ目の「改正予定の動機」及び3つ目の「改正予定の内容」を御覧ください。</p> <p>各項目1つ目の附票本人確認情報に関する改正予定の動機及び改正予定の内容ですが、住基法の改正により現在の本人確認情報による本人確認に加えて、今後戸籍の附票を利用した附票本人確認情報による本人確認が可能となることに伴い、本審議会において本人確認情報と同様に附票本人確認情報の保護に関する事項を調査審議することが住基法で定められていることから、条例改正により附票本人確認情報に関する規定を追加することを予定しております。</p> <p>各項目2つ目の本人確認情報利用事務の追加に関する改正予定</p> |

| | | |
|--|-----------------------|--|
| | | <p>の動機及び改正予定の内容ですが、令和6年度から森林環境税が新たに創設されることに伴い、住基法が改正され、住基法で定める市町村の本人確認情報利用事務に森林環境税の賦課徴収及び犯則事件の調査に関する事務が追加されます。</p> <p>この住基法の改正を受け、市町村から「条例による本人確認情報利用事務においても法と同様に森林環境税の賦課徴収等に関する事務を追加する必要がある。」との要望があったことを踏まえ、条例の市町村における本人確認情報利用事務に森林環境税の賦課徴収及び犯則事件の調査に関する事務を追加することを予定しております。</p> <p>条例改正の予定時期につきましては、令和6年6月中旬に開会を予定しております、令和6年第2回北海道議会定例会を予定しております。</p> <p>なお、条例改正を予定している内容につきましては、本審議会の審議事項となることから、改正にあたっては令和6年4月下旬に改めて審議会を開催し、委員の皆様にご審議いただくことを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>住民基本台帳法施行条例の改正の予定の概要に関する説明は以上です。</p> <p>引き続き、改正予定の1つである附票本人確認情報に関する説明をいたしますが、ここで説明者を交代いたします。</p> |
| | <p>事務局 (佐藤主査)</p> | <p>資料5を御覧ください。</p> <p>令和元年5月に住基法が改正され、今後、本人確認情報に加え、新たに附票本人確認情報の取り扱いを開始することが予定されております。</p> <p>附票本人確認情報や法改正の概要等について、御説明させていただきます。</p> <p>資料5は1枚目で全体像を整理し、2枚目以降の4つの資料が詳細解説資料となっております。</p> <p>まず2枚目の「参考資料1／住基法の改正」を御覧ください。</p> <p>令和元年5月にいわゆるデジタル手続法が改正され、資料上段、国外転出者によるマイナンバーカードや公的個人認証を利用できるようにするため、国外転出後も住民票のように消除されず利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用することとされました。</p> <p>実現に向けた法改正は資料下段になりますが、住基ネットの関係では、左の住基法の一部改正により①の戸籍附票の記載事項追加②の附票本人確認情報の提供機能構築の2点がこの関連で改正され</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>ております。</p> <p>1番下の施行期日ですが、公布日である令和元年5月31日から5年以内の政令で定める日とされておりますが、まだ施行日を定める政令は出ておらず、現時点で施行日は未定となっております。</p> <p>続きまして、3枚目の「参考資料2／戸籍附票を基盤とした個人認証の実施に向けた住基システムの改修」で住基ネットのシステム改修等について説明いたします。</p> <p>J-LISが「戸籍の附票を本人確認の基盤として活用するためのシステム」（附票連携システム）を開発中であり、資料の点線の箇所が附票連携システムとして新規構築される部分となります。</p> <p>都道府県とJ-LISに附票サーバを新規構築、都道府県と市町村の住基端末には附票業務用の新アプリケーションを導入、既存の住基システムも附票連携システム導入に向け、現行のアプリケーションの改修が予定されています。</p> <p>現在、道が住基ネット利用のため使用している端末へ附票連携システムのアプリケーションを適用し、1台の端末で、住基ネットによる本人確認情報の確認等と附票連携システムによる附票本人確認情報の確認等の両方ができるようになります。</p> <p>続きまして、4枚目の「参考資料3／附票連携システム・住基ネットの保有情報」を御覧ください。</p> <p>資料の右側に戸籍法に基づく戸籍に記載される情報が資料の左側、住基法に基づく住民票と戸籍附票に記載されることとなります。</p> <p>現在、市町村が住民票の作成や異動等の処理を行った場合、表の左側一番下になりますが、住民票の情報のうち一部が住基全国サーバへ通知され、情報が蓄積されていきます。</p> <p>今後、附票連携システムが稼働した場合は、真ん中の表の戸籍附票についても住民票と同じ流れで戸籍附票情報の一部が附票全国サーバへ通知、蓄積されることとなります。</p> <p>資料5に今説明した状況と以後必要な手続きを整理しましたので、御覧ください。</p> <p>まず、①番目として、国外転出者によるマイナンバーカード利用等の実現のため、デジタル手続法・住基法の改正の動きがあり、②番目として、戸籍附票を利用した本人確認を実施するため、J-LISが住基システムの改修・附票連携システムの開発を実施し、③番目として、附票連携システム稼働後は、戸籍附票に記載された氏名等を附票本人確認情報として管理していく仕組みとなっております。</p> <p>以後必要な手続きとしましては、まず、①の住基ネットに関する</p> |
|--|--|---|

特定個人情報保護評価書の再評価が必要となります。

個人番号は特定個人情報とされており、特定個人情報を扱う場合は、そのリスクなどについて分析し対応等を検討した評価書を作成し、個人情報保護委員会への提出や公表が求められています。

資料に記載しましたが、附票全国サーバ等で保有する附票本人確認情報には、個人番号は含まれませんが、附票連携システムは現行の住基システムが保有する個人番号に紐付けてアクセス可能な構成とされるため、附票本人確認情報は特定個人情報ファイルに該当するとされています。

このため、附票連携システムのアプリケーション適用が予定されている令和6年1月までに、全都道府県において評価書を再評価することが求められており、現在、年内の公表等に向け、作業を行っているところです。

「参考資料4」として、基礎項目評価書を添付しましたが、これに加え全項目評価書も作成し、市町村課のホームページで公表等を行う予定です。

なお、評価書につきましては、総務部行政情報センターが事務局となっている北海道情報公開・個人情報保護審査会による第三者点検を受けており、部会審査の中で「臨時職員や委託先からの漏えい」「システムに変更が加えられることによる漏えい」といった点がリスクとして考えられるので、職員だけでなく委託先も含めて、実施機関でリスク管理を徹底して欲しいという趣旨の指摘があったことから、指摘を受けた事項については、特に留意していきたいと考えています。

必要な手続きの2つ目としては、住民基本台帳法施行条例の改正があります。

現行条例は例えば本審議会の審議事項についての条文で「本人確認情報」に関する規定しかないため、「附票本人確認情報」に関する規定を追加するといった改正が必要となります。

その他、附票本人確認情報は本人確認情報と同様に、住基法で規定されている事務に加え、条例で規定した事務についても附票連携システムを利用して検索等の利用を行うことが可能とされていますので、庁内の住基ネット利用課における附票本人確認情報の利用希望等も踏まえ、条例の改正について検討を行っていく予定です。

今後、こうした点において条例の改正を行う可能性があり、改正内容等について、本審議会において御審議をいただくこととなりますが、その際には、御協力をよろしくお願いいたします。

| | | |
|--|------------------------|---|
| | | <p>以上で、附票本人確認情報の取扱い開始に向けた住基法改正等についての説明を終わります。</p> |
| | <p>事務局 (佐々木主任)</p> | <p>最後に森林環境税の賦課徴収等の開始による利用事務の追加予定につきまして、資料6により説明いたします。</p> <p>それでは、資料6の「1 森林環境税の概要」を御覧ください。</p> <p>森林環境税は、パリ協定の枠組みの下で温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂災害等の災害から国民を守るため、森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から日本国内に住所を有する個人に対して年額1,000円が課税される国税です。</p> <p>なお、賦課徴収に関する事務は市町村が個人住民税の均等割に係る事務と併せて行うこととされています。</p> <p>次に条例改正の検討に至った経過ですが、令和6年度から森林環境税の賦課徴収の開始に伴い、資料の中ほどに記載のとおり住基法が改正され、従前から本人確認情報の利用事務として規定されてきた「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務」に「森林環境税に関する事務」が追加されます。</p> <p>これにより、森林環境税の滞納者などについても、地方税と同様に生存の事実、氏名、住所変更の事実の確認が可能となります。</p> <p>北海道では、住民基本台帳法施行条例第2条の規定により、地方税の賦課徴収等に関する事務については、対象者の生年月日の確認を可能としています。</p> <p>住基法の改正を受け、市町村から「住基法と同様に条例の地方税の賦課徴収等に関する事務に森林環境税に関する事務を追加する必要がある。」旨の要望を受け、道内の全市町村に条例改正に係る要望調査を実施し、100市町村から条例改正を行う必要がある旨の回答があったことを踏まえ、条例改正を行うという判断に至りました。</p> <p>なお、条例の規定の詳細につきましては、関係箇所を抜粋した資料を配付していますので、参照いただければと思います。</p> <p>本人確認情報の利用事務の追加に係る条例改正は、新たな利用事務の追加となることから、本審議会の審議事項となります。</p> <p>つきましては、令和6年4月下旬に開催を予定しております次回の審議会において、条例改正の内容について御審議をお願いする予定でございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で森林環境税の賦課徴収等の開始による利用事務の追加予</p> |

| | | |
|--|---------------|---|
| | | 定についての説明を終了いたします。 |
| | 齊藤会長 | ありがとうございます。 ただ今の説明に関して委員の皆様から御質問ございますか。 |
| | 小山委員 | 附票本人確認情報の関係ですが、利用希望調査を行った結果、利用希望がなければ条例改正を行わないということでしょうか。 |
| | 事務局 (佐藤主査) | 利用事務の規定に関しては条例改正を行わないという可能性はありますが、審議会の審議事項に関する規定については「本人確認情報及び附票本人確認情報」と改正する予定です。 条例では利用事務と審議事項に関する規定があり、審議会の審議事項に関する規定は改正しなければならないと考えております。 |
| | 小山委員 | 利用事務と審議事項の改正は別に考えるということですね。 |
| | 事務局 (元地補佐) | そうですね。 資料6の後ろに住基法の抜粋を付けております。 第30条の40に都道府県の審議会の設置という規定がございます、これが現状の本人確認情報保護審議会の設置根拠となっております。 その次に第30条の44の12(附票本人確認情報の保護)という規定がございます。 条項の表を御覧いただきたいのですが、ここで第30条の40第1項の「第30条の6第1項」を「第30条の41第1項」に読み替える規定となっております、第30条の6第1項は本人確認情報に関する規定で、第30条の41第1項は附票本人確認情報に関する規定となっております。 審議会の設置に関しましては、法律上は既に読み替えの状況となっておりますが、条例上は条例第7条のとおり「本人確認情報の保護」と銘を打っていることから、その規定を「本人確認情報等」にするのか「本人確認情報及び附票本人確認情報」とするのかは検討中ですが、規定の所要の改正が必要であるといった状況でございます。 |
| | 小山委員 | 読み替えの規定ところに審議会の規定が入っているので、条例もその部分については必ず改正するということですね。 ただ、改正の規定については検討中ということですね。 |
| | 事務局 (元地補佐) | そうですね。 |

| | | |
|--------|---------------|--|
| | 齊藤会長 | 国の法律では読み替えとなっているので問題はないですが、我々の組織の名前をどうするのかということについては検討の余地があるということと、各自治体の利用事務の方についても、法律と同様に規定を整備するという事によろしかったでしょうか。 |
| | 事務局 (元地補佐) | はい。 |
| | 齊藤会長 | ありがとうございます。 他はいかがでしょうか。 |
| | 委員 | (質疑なし) |
| その他 | 齊藤会長 | 本日予定しておりました議題は以上でございますが、せっかくの機会ですので、委員の皆様から何か御意見・御質問等ございませんか。 |
| | 各委員 | (意見なし) |
| | 齊藤会長 | では、事務局から「資料の取扱いについて」提案があると伺っておりますので、それについて説明いただきたいと思います。 よろしく申し上げます。 |
| 資料の取扱い | 事務局 (佐藤主査) | 私から説明いたします。 本審議会運営要領第2の2によりまして、審議会の資料は「公開」としてはありますが、お配りした資料のうち、「北海道住民基本台帳ネットワークシステム情報セキュリティ対策実施規程」、「令和5年度北海道住民基本台帳ネットワークシステム研修計画」、及び「住民基本台帳ネットワークシステム点検・監査手順書」については、道における住基ネット管理に係る事項が記載されているため、公開とすることはセキュリティ上の観点等から好ましくないものと思っております。 以上のことから、第2の2ただし書の規定により、これら3つの資料を「非公開」とすることを提案します。 |
| | 齊藤会長 | 原則この審議会の資料は公開することとなっておりますが、セキュリティ上の理由で例外的に非公開とするという趣旨かと思えます。 ただいまの御提案について、よろしいでしょうか。 |
| | 各委員 | (異議なし) |
| | 齊藤会長 | ありがとうございます。 それでは、ただいま御提案のありました3つの資料については、「非公開」とする扱いと致します。 |

| | | |
|------|---------------|---|
| 次回予定 | 齊藤会長 | 最後に、次回の審議会の開催予定について事務局から報告をお願いします。 |
| | 事務局 (元地補佐) | <p>先程来から御説明申し上げておりますとおり、令和6年6月に条例改正を予定しております。</p> <p>このため、4月下旬に再度審議会を開催しまして、委員の皆様にご審議をいただくことを予定しております。</p> <p>来年度につきましては、追加で必要のある重要かつ緊急な案件がなければ、年2回の開催と考えておりますので、よろしくご願いたします。</p> |
| 閉会 | 齊藤会長 | <p>それでは、以上をもちまして第24回北海道本人確認情報保護審議会を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> |